

茨労発基第1565号の2  
平成27年11月19日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部

支部長殿

茨城労働局長



平成27年度年末・年始労働災害防止強化運動の実施について（要請）

平素より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内における平成27年の休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数（10月末現在）は、全産業で2,150人、対前年同月比で2人（-0.1%）減少と横ばいとなっており、主な業種でみると製造業、建設業、運輸交通業で減少しているものの、畜産水産業、商業、社会福祉施設において増加しています。また、死亡者数は27人で対前年同月比7人（-20.6%）の減少となっているものの、9月及び10月の2か月で10人死亡している状況にあります。

当局におきましては、各労働災害防止関係団体等に対して、8月に「平成27年下半期の安全衛生対策の推進について」（取組依頼）、9月に「鬼怒川の堤防決壊に伴う災害復旧工事等に係る労働災害防止対策の徹底について」（緊急要請）により、労働災害防止の取組をより一層強化するよう要請したところですが、要請後においても災害の大幅な減少には至っていない状況となっています。

また、年末・年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等非定常作業が多く、普段にも増して災害防止のための特別な配慮が必要となります。

こうした状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、各事業場における労働災害防止活動の取組を強化促進することを目的として、「平成27年度年末・年始労働災害防止強化運動」を展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、別紙実施要綱に掲げられている実施事項に関して、傘下の会員事業場に対して広く周知するとともに、労働災害防止に向けた取組を積極的に推進することを要請いたします。

（お問合せ先）

茨城労働局労働基準部健康安全課  
電話 029-224-6215

## 平成27年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

茨城労働局

## 1 趣旨

茨城県内における平成27年の休業4日以上死傷者数（10月末現在）は、全産業で2,150人、対前年同月比で2人（-0.1%）減少と横ばいとなっており、主な業種でみると製造業、建設業、運輸交通業で減少しているものの、畜産水産業、商業、社会福祉施設において増加している。また、死亡者数は27人で対前年同月比7人（-20.6%）減少しているものの、9月及び10月の2か月で10人死亡している状況にある。

当局においては、各労働災害防止関係団体等に対して、8月に「平成27年下半期の安全衛生対策の推進について」（取組依頼）、9月に「鬼怒川の堤防決壊に伴う災害復旧工事等に係る労働災害防止対策の徹底について」（緊急要請）により、労働災害防止の取組をより一層強化するよう要請したところであるが、要請後においても災害の大幅な減少には至っていない状況にあるとともに、年末・年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、また、大掃除や機械設備の保守点検・始動等非定常作業が多く、普段にも増して災害防止のための特別な配慮が必要となる。

こうした状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、各事業場における労働災害防止活動の取組を強化促進することを目的として、「平成27年度年末・年始労働災害防止強化運動」を展開することとする。

## 2 実施期間 平成27年12月1日 ～ 平成28年1月31日

## 3 実施事項

## (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

## ア 建設業

(ア) 関東・東北豪雨における災害復旧工事現場の局署合同パトロールを実施する。

(イ) 北関東一斉監督（平成27年12月1日～12月14日）を県内各労働基準監督署において集中的に建設現場に対する監督指導を実施する。

(ウ) リーフレット（建設業版）により周知啓発を行う。

## イ 製造業

(ア) リーフレット（各業種共通）により周知啓発を行う。



ウ 第三次産業（商業、社会福祉施設等）

（ア）リーフレット（各業種共通）により周知啓発を行う。

エ 年末・年始労働災害防止強化運動の取組要請

（ア）本運動の取組を推進するため、労働災害防止団体及び事業者団体等に対して協力を要請する。

（イ）各種会議、集団指導等のあらゆる機会をとらえ、本運動の実施趣旨及び具体的実施事項について、リーフレットを配布し周知徹底を図る。

（2）関係団体に要請する事項

ア 傘下の事業場に対して本運動の取組の周知徹底を図る。

イ 自主的な安全パトロール等を実施する。

（3）事業場の実施事項

ア 経営トップによる年末・年における「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。

イ 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。

ウ 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の導入により、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。

エ KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と職場の4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底する。

オ 職場に必要な各種免許、各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。

カ 選任された作業主任者等に対して、職務遂行を徹底させる。

キ 非定常作業の洗い出しと、非定常作業における作業マニュアルの見直しを行う。

ク 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検を実施し、危険を周知する「見える化」を図り、はさまれ・巻き込まれ災害等の防止を実施する。

ケ 火気の点検、確認等火気管理の徹底を図る。

コ 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく実施事項を推進する。

サ 健康的な生活習慣（睡眠や飲酒）等、生活のリズムに関する健康指導を実施する。（ストレスチェック、メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進）

シ 転倒防止対策、腰痛予防対策及び受動喫煙防止対策を推進する。

ス 安全衛生旗の掲揚及び年末・年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示をする。

セ その他、労働安全衛生意識高揚のための活動を実施する。

表1 茨城県内の労働災害発生状況(平成27年)

(平成27年10月末現在)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減			
	26年 1月~10月	27年 1月~10月	26年 1月~10月	27年 1月~10月	休業(%)		死亡(%)	
計	2,152	2,150	34	27	-2	(-0.1)	-7	(-20.6)
製造業	624	611	8	1	-13	(-2.1)	-7	(-87.5)
食料品	172	170	0	0	-2	(-1.2)	0	(0.0)
化学	53	57	0	0	4	(7.5)	0	(0.0)
金属製品	114	106	1	0	-8	(-7.0)	-1	(0.0)
建設業	287	258	8	11	-29	(-10.1)	3	(37.5)
土木	62	61	1	6	-1	(-1.6)	5	(500.0)
建築	143	122	4	4	-21	(-14.7)	0	(0.0)
その他	82	75	3	1	-7	(-8.5)	-2	(-66.7)
運輸交通業	315	303	4	5	-12	(-3.8)	1	(25.0)
道路貨物運送業	278	271	4	5	-7	(-2.5)	1	(25.0)
貨物取扱業	29	21	2	1	-8	(-27.6)	-1	(-50.0)
農林業	37	45	0	2	8	(21.6)	2	
畜産水産業	83	112	2	1	29	(34.9)	-1	(-50.0)
商業	280	290	4	3	10	(3.6)	-1	(-25.0)
小売業	228	232	4	2	4	(1.8)	-2	(-50.0)
社会福祉施設	76	100	0	0	24	(31.6)	0	(0.0)
その他	421	410	6	3	-11	(-2.6)	-3	(-50.0)

表2 茨城県内の労働災害発生状況(平成26年)

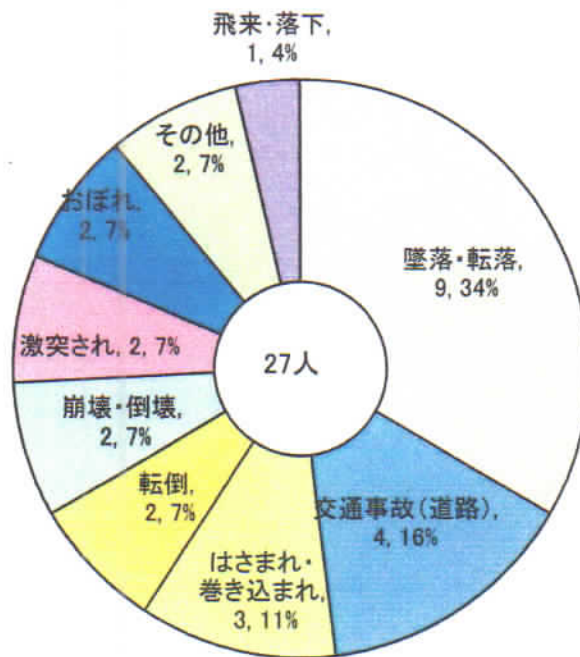
(確定)

業種別	休業4日以上		死亡者数		増減			
	25年 1月~12月	26年 1月~12月	25年 1月~12月	26年 1月~12月	休業(%)		死亡(%)	
計	2,757	2,884	35	40	127	(4.6)	5	(14.3)
製造業	790	838	7	9	48	(6.1)	2	(28.6)
食料品	230	244	0	1	14	(6.1)	1	(0.0)
化学	60	68	2	0	8	(13.3)	-2	(-100.0)
金属製品	165	156	1	1	-9	(-5.5)	0	(0.0)
建設業	358	375	12	10	17	(4.7)	-2	(-16.7)
土木	101	78	4	1	-23	(-22.8)	-3	(-75.0)
建築	176	192	5	6	16	(9.1)	1	(20.0)
その他	81	105	3	3	24	(29.6)	0	(0.0)
運輸交通業	427	398	4	6	-29	(-6.8)	2	(50.0)
道路貨物運送業	371	352	4	6	-19	(-5.1)	2	(50.0)
貨物取扱業	31	38	0	2	7	(22.6)	2	(0.0)
農林業	41	57	1	0	16	(39.0)	-1	(-100.0)
畜産水産業	126	119	0	2	-7	(-5.6)	2	
商業	346	383	8	4	37	(10.7)	-4	(-50.0)
小売業	272	305	7	4	33	(12.1)	-3	(-42.9)
社会福祉施設	109	108	0	0	-1	(-0.9)	0	(0.0)
その他	529	568	3	7	39	(7.4)	4	(133.3)

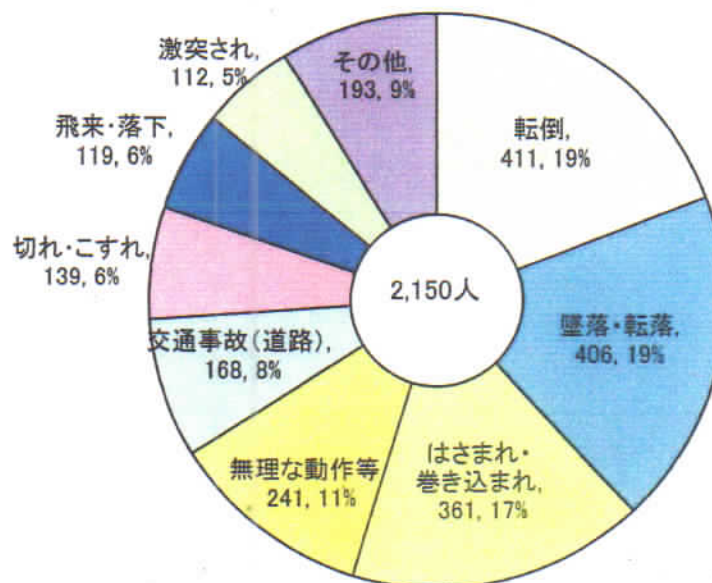


## 平成27年1月から10月の労働災害発生状況

### 死亡災害



### 死傷災害(休業4日以上)



## 平成 27 年 死亡 災害 事例

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.1 1月 4～5時	配達員 70歳代 40年	新聞販売業	交通事故 (道路) 乗用車・バス・バイク	新聞配達のため片側 1 車線の直線道路をバイクで走行中、後ろから乗用車に追突され、死亡した。
No.2 1月 16～17時	建設機械 運転者 30歳代 16年	港湾荷役業	はさまれ・ 巻き込まれ 整地・運 搬・積込用 機械	接岸中の貨物船の船倉内において、石炭をブルドーザーにより集める作業中、1.4mの落差のある箇所を走行した際にブルドーザーの運転席から投げ出され、すぐに運転席へ乗り込もうとした際、ブルドーザーの履帯（クローラ）に巻き込まれ、死亡した。
No.3 1月 6～7時	作業員・ 技能者 50歳代 32年	港湾海岸 工事業	おぼれ 移動式 クレーン	防砂堤ブロック据付工事のため停泊中の台船で作業終了後、同僚と食事し飲酒した後台船の居室へ戻ったが、その後行方不明となった。約 1 ヶ月後、付近の海岸で遺体が発見された。台船付近の海上にサンダルが浮いていたため海へ転落したものと推定される。
No.4 1月 15～16時	その他の 作業員 60歳代 1年	農業	墜落・転落 はしご等	植木の剪定作業中、脚立から墜落し、近くにあった柵に腹部等を強打して負傷し、その 2 週間後に死亡した。
No.5 2月 10～11時	その他の 職種 80歳代 50年	その他の林業	飛来・落下 移動式 クレーン	雑木林で伐倒した玉切材（原木丸太）を、小型移動式クレーンの荷台へ積み込む作業中、後退りした被災者が斜面に足を取られ、約 1.7m 下に転落した。その直後に並べていた玉切材も転がって落下し、被災者が下敷きとなり死亡した。
No.6 2月 16～17時	大工 60歳代 50年	鉄骨・鉄筋コ ンクリート造 家屋建築 工事業	墜落・転落 開口部	鉄骨 2 階建て店舗の新築工事現場で 2 階床面（高さ約 3.25m）の墨出し作業中、開口部（750mm×750mm）より 1 階床面へ墜落し、翌日死亡した。
No.7 2月 22～23時	貨物自動車 運転者 50歳代 12年	一般貨物自動 車運送業	その他 起因物なし	トラックを運転して道路を走行中、T 字路を右折したとき縁石に乗り上げブロック塀に衝突した。 右折直前にくも膜下出血を発症したとみられ、4 日後に死亡した。 (過重労働により労災認定)
No.8 3月 8～9時	板金工 50歳代 28年	その他の建築 工事業	墜落・転落 屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	スレート屋根の改修工事のため、2 名でスレート屋根上に上り、墜落防止用のネットをスレート上に設置する作業中、スレート屋根を踏み抜き、高さ約 5m 下のコンクリート床面に墜落し、死亡した。



NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.9 3月 8～9時	造園工 60歳代 1年	その他の建設 業—その他	墜落・転落  立木等	神社敷地内にて、伐倒木の枝（高さ 1.3m）に登り、チェーンソーで枝を切っていたところ、バランスを崩して墜落し、翌日、搬送先の病院で死亡した。
No.10 3月 13～14時	大工 60歳代 48年	木造家屋建築 工事業	墜落・転落  屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	木造建築工事現場において棟上作業中、梁に載せられていた木材の上に乗ったところ、それが揺動して約 3m 下の床面に墜落し死亡した。
No.11 3月 14～15時	作業員・ 技能者 40歳代 1ヶ月	建築設備 工事業	墜落・転落  通路	工事現場の崖沿いに仮設された作業用道路を乗用車で移動中、崖から約 10m 下の雑木林に転落し、車と地面の間に挟まれ死亡した。
No.12 5月 8～9時	作業員・ 技能者 30歳代 1年	その他の 鉄鋼業	激突され  機械装置	トレーラーの荷台に積まれた廃棄機械を荷下ろしするため、荷台が上がって機械を固定していたワイヤーロープを外していたところ、機械が倒れて、被災者の胸部に当たった。被災者は、機械の下に倒れ死亡した。
No.13 5月 8～9時	作業員・ 技能者 40歳代 12年	その他の 卸売業	はさまれ・ 巻き込まれ  金属材料	フォークリフト等の解体ヤードで、廃車フォークリフトを解体していたところ、隣の廃車フォークリフトのヘッドガード上に置かれていた金属材料が、突然マスト側に滑り落ちたことからマストが傾き、解体作業していたフォークリフトのヘッドガードの支柱と、傾いたマストとの間に胸部を挟まれ死亡した。
No.14 5月 9～10時	貨物自動車 運転者 60歳代 7年	一般貨物自動 車運送業	崩壊・倒壊  人力運搬機	4 tトラックのパワーゲートを使用して、折りたたみコンテナを積んだカゴ台車（重量約 30kg/個）の荷下ろしをしていたところ、荷室のカゴ台車がパワーゲート上のカゴ台車に倒れこみ、さらにそのカゴ台車が倒れてきたため被災者が避けようとした際、バランスを崩して地上に仰向けに倒れ、翌日死亡した。
No.15 7月 12～13時	作業員・ 技能者 40歳代 16年	畜産業	激突され  その他の 環境等	競馬場敷地内で、競走馬を引いて周回行動をしていたところ、馬が植え込みに進入したため、引綱を引いて戻そうとしたところ、馬の左後足に後頭部を蹴られ、4日後に死亡した。
No.16 7月 13～14時	清掃員 40歳代 5年	ビルメンテナ ンス業	その他  その他の 環境等	除草作業中、蜂に刺されて負傷し、入院していたが翌日死亡した。
No.17 9月 9～10時	貨物自動車 運転者 50歳代 30年	一般貨物自動 車運送業	崩壊・倒壊  金属材料	25 tトレーラーから 2 段積みしていたH鋼（長さ 12 m、重さ約 2.9 t×12 本）を荷卸しのため、玉掛け作業をしていたところ、H鋼が倒れ、頭等を挟まれ死亡した。



NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.18 9月 12～13時	貨物自動車 運転者 50歳代 14年	一般貨物自動 車運送業	おぼれ	2tトラックで荷を運ぶため走行中、冠水した道路でトラックが水没した。そのため事業場へ連絡し、トラックから降りて徒歩で事業場方面へ歩いていたところで連絡が途切れ、3日後に死亡が確認された。 鬼怒川の堤防決壊により、濁流に飲み込まれ溺死したものと推定される。
			水	
No.19 9月 13～14時	作業員・ 技能者 20歳代 1年	上下水道 工事業	転倒	給水管敷設工場の現場で、鉄板を敷設するため、移動式クレーン機能付きドラグショベル（吊り上げ荷重0.81t）で約450kgの鉄板を吊り上げ旋回していたところ、ドラグショベルが転倒し、運転席のヘッドガードと地面に頭を挟まれ死亡した。
			移動式 クレーン	
No.20 9月 14～15時	作業員・ 技能者 60歳代 0ヶ月	上下水道 工事業	転倒	自走式草刈機（立ち乗り型）を運転して河川の堤防斜面の除草作業中、草刈機が転倒してその下敷きになった。
			その他の 一般動力機 械	
No.21 9月 9～10時	作業員・ 技能者 30歳代 1年	その他の事業 -その他	はさまれ・ 巻き込まれ	道路の陸橋の調査業務において、被災者は、高所作業車の作業床の上に乗り、橋梁の（コンクリート）床板の（打音）検査を行なった後、高所作業車を移動させようとして操作したところ、被災者の頸部が作業床の手すりと橋梁の床板との間に挟まれ、病院に搬送されたが、4日後に死亡した。
			高所作業車	
No.22 10月 15～16時	大工 60歳代 30年	その他の 広告・ あっせん業	墜落・転落	木造平屋建ての事務所の軒下の補修作業中、高さ1.7mの脚立から墜落して死亡した。
			はしご等	
No.23 10月 12～13時	営業・販売 関連事務員 60歳代 43年	その他の 小売業	交通事故 (道路)	得意先での会議に出席するため、会社から社有車のある駐車場へ徒歩で移動中、交差点の青信号で横断歩道を渡っていたところ、右折してきた乗用車にはねられ、死亡した。
			乗用車・バ ス・バイク	
No.24・25 10月 5～6時	作業員・ 技能者 50歳代 21ヶ月 60歳代 32ヶ月	鉄道軌道建設 工事業	交通事故 (道路)	線路のレール交換工事を終了し、ワゴン車で会社事務所へ戻る途中、センターラインをはみ出して、対向車の4トントラックと正面衝突し、2名が死亡し、1名が負傷した。また、トラック運転手も負傷した。
			乗用車・バ ス・バイク	
No.26 10月 11～12時	貨物自動車 運転者 50歳代 1年	一般貨物自動 車運送業	墜落・転落	木造住宅の建築工事現場において、被災者が4tトラックのキャビン上（高さ2.5m）に立ち、床材を別のクレーン車で下ろすために玉掛け作業を行った後、地上に墜落し死亡した。いずれの場所から墜落したかは不明。
			トラック	



NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.27 10月 8～9時	造園工 60歳代 3年	その他の土木 工事業	墜落・転落	立木の剪定中、高さ約1.7mの三脚脚立から 地上に墜落し、7日後に死亡した。
			はしご等	

事業者の皆様へ

## 年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期間 平成27年12月1日から平成28年1月31日

スローガン 『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年末年始』

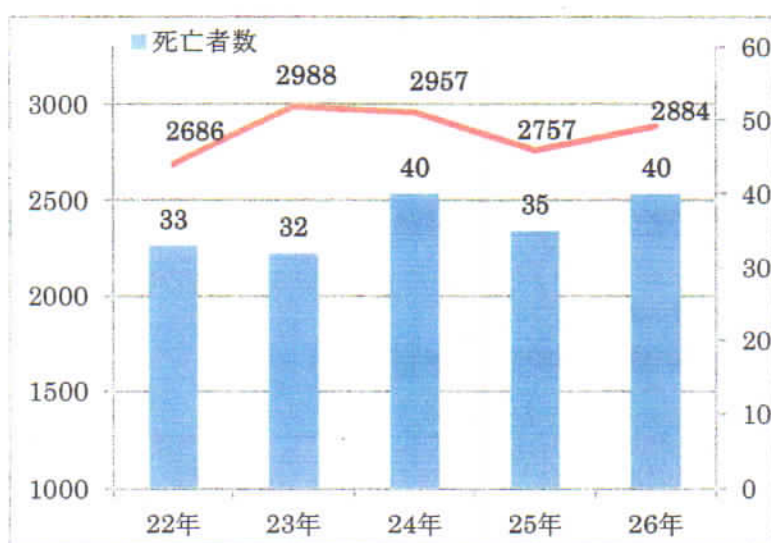
### 労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

茨城県内の休業4日以上労働災害は、長期的に見れば着実に減少しておりますが、平成26年は前年に比べて大幅に増加しました。本年においては、10月末現在で、死亡者数と死傷者数がともに小幅な減少という状況になっています。労働災害の防止のためには、それぞれの事業場が安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底して行くことが必要です。

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高くなりますので、作業手順の遵守や非定常時作業時における安全確保の確認等に努めることが普段にも増して重要となります。

事業者の皆様におかれましては、実施事項に基づき職場の総点検を実施する等、より一層の労働災害防止の取組をお願いいたします。

(県内の労働災害の推移)



	26年	27年	増減数
死亡者数	34	27	-7
死傷者数	2,152	2,150	-2

主な業種の休業4日以上災害発生状況

業種	26年	27年	増減数
製造業	624	611	-13
建設業	287	258	-29
道路貨物運送業	278	271	-7
商業(小売業)	228	232	4

(上記の数値は、10月末現在)

#### 事業場の実施事項

- 1.経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
- 2.事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
- 3.リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
- 4.KY(危険予知)活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S活動)を積極的に推進する。
- 5.各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。



茨城労働局・各労働基準監督署



## 主な業種の労働災害防止対策

### 1 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- (1) 機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- (2) 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- (3) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。

### 2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- (1) 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。
- (2) はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- (3) 建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- (4) 掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。

### 3 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- (1) 荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- (2) 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- (3) ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。

### 4 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生しています。特に、社会福祉施設では腰痛も多く発生しています。

- (1) 安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- (2) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- (3) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- (4) 正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。

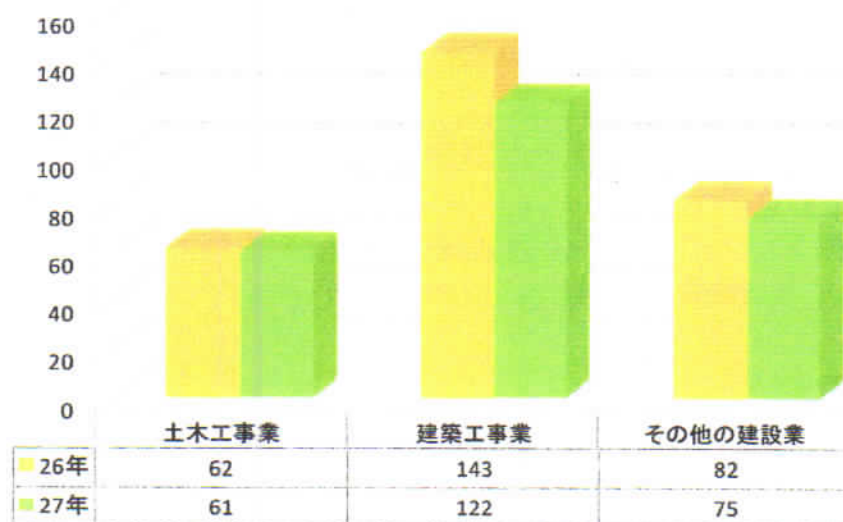
## 年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期 間 平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日

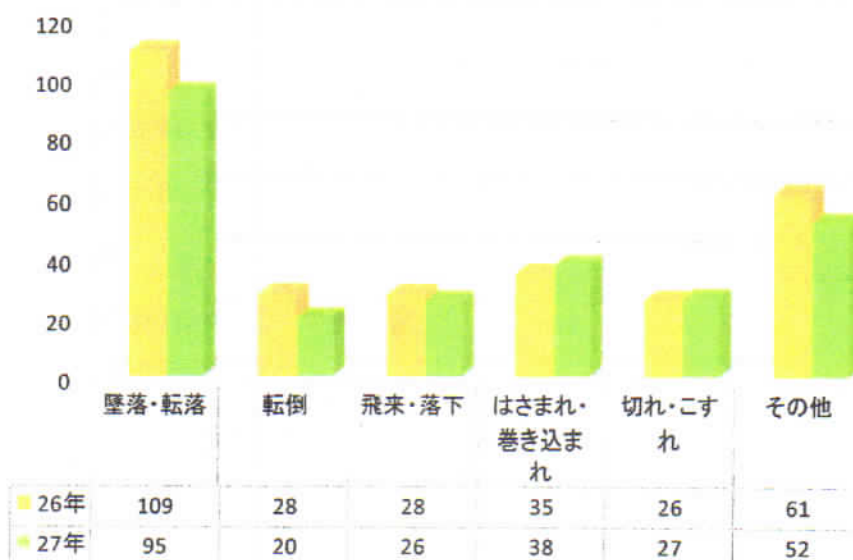
平成 27 年の茨城県内における建設業の休業 4 日以上労働災害発生状況（10 月末現在）は、**死亡者数が 11 人**となり対前年比 **3 人の増加**、死傷者数は 258 人で対前年比 29 人（-10.1%）の減少となっています。業種別では、土木工事業、建築工事業及びその他の建設業とも減少しています。事故の型では、墜落・転落災害が 95 人（内死亡 6 人）、はさまれ・巻き込まれ災害が 38 人、切れ・こすれ災害が 27 人となっています。

年末年始は、工事量の増加が見込まれるなか、熟練技能労働者や現場管理者が不足している状況もあり、労働災害の多発が危惧されます。各建設現場においては、裏面の労働災害防止対策を参考として、現場の総点検を実施しより一層の安全管理の徹底をお願いします。

### 1 業種別災害発生状況（平成 27 年 10 末日現在）



### 2 事故の型別災害発生状況（平成 27 年 10 末日現在）





災害の多くは、基本的な労働災害防止対策が不十分であったために発生しています。建設業の三大災害防止のため、以下の労働災害防止対策が講じられているか現場の状況を総点検してください。特に、墜落・転落災害が多発していますので、ご注意ください。

## 1 墜落・転落災害の防止

- (1) 高さ 2m 以上の高所で作業を行う場合は、作業床（足場）を設置し、手すりを取り付けましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張って安全帯を使用しましょう。
- (2) 開口部には、覆いや囲いを設置しましょう。
- (3) はしごを使用する場合は、固定して転倒を防止しましょう。
- (4) スレート屋根上で作業する場合は踏み抜き防止のため、歩み板（30cm 以上）を設け、墜落防止のネットを張りましょう。
- (5) 保護帽（ヘルメット）や安全帯を着用し、安全帯は必ず使用しましょう。

## 2 建設機械災害の防止

- (1) 有資格者（技能講習修了者等）に建設機械（ドラグ・ショベル等）の運転を行わせましょう。（無資格就業の禁止）
- (2) 柵などを設置し旋回範囲内の立入り禁止を徹底させましょう。旋回範囲に立ち入る場合は、誘導員を置きましょう。
- (3) クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して、荷のつり上げを行う場合は、クレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにしましょう。

## 3 土砂崩壊災害の防止

- (1) 掘削作業を行う前に、掘削箇所周辺の地山の状況や埋設物の有無の調査を行いましょう。
- (2) この調査結果をもとに、作業計画を立てましょう。
- (3) 地山の土質に応じて、土止め支保工を設置し土砂崩壊を防止しましょう。上下水道工事の掘削作業では、安全に施工できる土止め先行工法を採用しましょう。
- (4) 地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者を選任し、職務を励行させましょう。

## 4 効果的な安全衛生教育の実施

建設業では、熟練技能労働者が不足しているため、経験の浅い労働者が現場へ入ってくることが予想されることから、新規採用者については、安全意識が向上するよう効果的な安全教育を行ってください。

問合せ先 茨城労働局労働基準部健康安全課  
水戸市宮町 1-8-31  
電話 029-224-6215